



消費生活相談

新型コロナウイルス感染症に 便乗した悪徳商法に注意！

相談は
こちらへ...

役場消費生活センター（町民課内）
TEL 0796・36・1941（直通）
たじま消費者ホットライン
TEL 0796・23・1999
※相談無料で秘密は厳守!!

【事例1】

「新型コロナウイルスによる肺炎が広がっているので、マスクを無料送付する。確認ください」と記載され、URLが付いたメッセージが私のスマホに届いた。怪しいのではないか。

【事例2】

突然自宅を訪問してきた業者から「新型コロナウイルスの影響で中国の経済がガタガタになっている。金の相場が上がることは間違いない。今申し込めば高騰する前の金額で金を買う枠が当たるかもしれないから、すぐに申し込んだほうが良い」と勧誘された。業者の話は事実か。

＜ひとことアドバイス＞

【事例1】

◆マスクの入手が困難な状況に便乗した手口が発生しています。URLにアクセスすると、フィッシングサイトに誘導され、スマホに不正なアプリがインストールされたり、個人情報を取得される可能性があります。

【事例2】

◆感染拡大による経済活動への影響を口実にして、怪しい投資勧誘が発生しています。うまい話はありません。きっぱりと断り、絶対にお金を支払ったり、契約しないようにしましょう。

3月15日からマスクの転売が禁止され、個人でネットに出品することやフリーマーケットで転売することは、処罰の対象となる場合がありますのでご注意ください。